

議案第208号

静岡市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等 等の手続に関する条例の一部改正について

静岡市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年11月24日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

静岡市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成15年静岡市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「1月間」を「1月」に改める。

第7条中「第27条又は」を「第27条、」に改め、「第26条」の次に「又は静岡市環境影響評価条例（平成27年静岡市条例第12号）第33条」を加える。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。